

非核三原則の法制化を求める意見書

広島・長崎の被爆から64年を過ぎ、その体験者である被爆者の方々の多くが高齢者になった。

しかし被爆者の方々は、人類がつくり出した最も残忍な兵器、核兵器による地獄を体験させられ、あの地獄から生き残った者の使命として、国の内外で被爆体験を語り、核兵器による犠牲者が二度と生まれぬことを強く願って、運動を続けてきた。

今その願いに、一筋の光が見えてきた。核兵器を実戦で使用した唯一の国であるアメリカのオバマ大統領が、核兵器のない世界を追求していくことを明言したのである。

この今こそ、日本は、核兵器を落とされた唯一の国として、核兵器の廃絶に向けて主導的役割を果たすべきだと考える。そのためには「非核三原則」の法制化が必要である。

よって、本市議会は、政府に対し、「非核三原則」の法制化を求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成21年12月18日

三鷹市議会議長 田 中 順 子